

はしがき

最近労働時間をめぐる裁判が増加し、社会的関心も高まっている（たとえば、後掲・日本マクドナルド事件）。立法化の動きについても、一連の立法（たとえば企画業務型裁量労働制）が実際にどのように運営されているか、またどのような問題があるかははっきりしない。将来的にはホワイトカラー・エグゼンプション構想も再燃することが予想される。

北海道大学労働判例研究会では、ほぼ毎週判例研究をし、最新の労働裁判をフォローし、『法律時報』『季刊労働法』『労働法律旬報』『TKC ローライブライナー』等に定期的に発表している。そこで取り上げている事案に占める労働時間に関連した事件は増加する傾向にある。同時に多様な紛争が発生し、業務命令性の判断をどうするか、また賃金請求との連動等労働契約法理の根幹が争われている。にもかかわらず、判例の全体像さえも不明確であり、実務的・理論的に未解明の論点が多い。

労働時間法については、コメントールや個別判例評析は多いが、独立したモノグラフは少ない。とりわけ、労働時間の法理を、契約論まで含めて判例・学説を全体として本格的に検討した研究は、荒木尚志『労働時間の法的構造』（有斐閣、1991年）を除いて少ない。特に、最近の裁判例が提起した問題を正面から論じたものは皆無といえる。

本研究会は、大学の研究者だけではなく、弁護士・社労士等の実務家も多く参加している。定期的にかなりの密度で判例研究をし、毎年100件近くの裁判例を取り上げている。さらに、本研究会は、日本労働法学会において労働時間関係文書の作成について使用者の時間管理義務の観点から共同研究し発表し、一定の評価を得ている。

そこで、本書では、関連条文や裁判例の紹介だけではなく、理論的に何が問われているかも念頭において労働時間法理の解明を目指すことにした。それを踏まえて、《働くこと》とは何かを考えていきたい。